

第8回 こどもデータ連携ガイドライン検討会

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年12月22日

議題

日時：令和5年12月22日(金)11:00-12:30

形式：Teams会議

- 1 「早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査状況の報告と議論:50分
- 2 ガイドラインの記載概要と今後のスケジュールについてのご報告:39分
- 3 事務連絡（第9回検討会の現地開催について）:1分

ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究

「(4)早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査状況の報告

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年12月22日

アジェンダ

1. はじめに

- ① 前回議論の振り返りと本検討会での相談事項
-

2. 「基本連携データ項目」の調査結果ご報告

- ① 「基本連携データ項目」の定義（振り返り）
-

- ② 調査結果のご報告
-

3. 「その他データ項目」の調査状況ご報告

- ① 「その他データ項目」の定義（振り返り）
-

- ② 調査結果のご報告
-

1.

はじめに

1. はじめに ①前回議論の振り返りと本検討会での相談事項

本検討会では、前回会議での議論を踏まえて更新した「基本連携データ項目」、「その他データ項目」について、ご報告・議論させていただきます。

本会議でのご報告、議論事項

【前回議論の振り返り】

- 第7回検討会では、主に「その他データ項目」について議論し、以下のご意見を頂戴いたしました。
 - ✓ 「その他データ項目」の記載表現に関して、不明瞭な部分があるので見直すべきである。
 - ✓ こどもの機微な情報を扱う「その他データ項目」について、項目一覧をガイドラインへ示すことへの懸念。

【本会議でのご報告内容】

- 第7回検討会後に、「その他データ項目」の反映方針につきまして個人情報取り扱いの観点からご意見をいただきましたので、内容を共有させていただきます。また、ご意見を踏まえて「その他データ項目」のガイドラインへの反映方針を検討いたしましたので、併せてご報告させていただきます。
- 「基本連携データ項目」について、実証団体における課題調査を踏まえた整理結果をご報告いたします。
- 「その他データ項目」について、第7回検討会での意見や別途実施の自殺関連の調査結果を基に更新を行いましたので、整理結果をご報告いたします。

【議論したい内容】

- 「その他データ項目」のガイドライン反映方針に関して、ご意見いただければ幸いです。
- 「基本連携データ項目」、「その他データ項目」の整理結果について、ご不明点や追加・削除すべき項目についてご意見があれば頂戴したいと思います。
 - ⇒ 頂いたご意見を踏まえてガイドラインを執筆し、1/31(水)第9回検討会で共有いたします。

1. はじめに ①前回議論の振り返りと本検討会での相談事項

「その他データ項目」についてのご意見をいただき、ガイドラインへの反映方針を検討いたしました。ご意見を頂戴できれば幸いです。

【「その他データ項目」についてのご意見】

- ✓ こどもの情報はヨーロッパ、アメリカ等の海外の潮流を見ても、異論なく機微な情報であり、保護の必要性が高いと考えられている。そのような状況の中で、広くこどもの情報を使用することは難しい認識。
- ✓ 幅広い「その他データ項目」をガイドラインに記載することで、それが例示であったとしても、地方公共団体に容易に使用してもよいと捉えられてしまう懸念があるので、一覧としてデータ項目を示すことは難しいのではないかと。

【ガイドラインへの反映方針】

- 「その他データ項目」の例は、ガイドラインではなく公開予定の**成果報告書に記載**を行う。

<（参考）ガイドラインの記載概要>

項名	インプット	記載概要
3.1「基本連携データ項目」	<ul style="list-style-type: none">• R4DAデータ項目一覧（論文、手引き等）• 検討会ご意見• 自殺対策室様調査結果資料• 実証団体への調査依頼資料	基本連携データ項目の定義、利用方法、項目一覧、基準/閾値等を記載する。 また、「基本連携データ項目を利用した取組」について、内容を記載する。
3.2「その他データ項目」	<ul style="list-style-type: none">• R4DAデータ項目一覧（論文、手引き等）• 論文、手引き、有識者ご意見• 検討会ご意見• 自殺対策室様調査結果資料• 実証団体の結果	その他データ項目の定義、選定方法及び留意点を記載する。 また、「その他データ項目を利用した取組」について、内容を記載する。 ※「その他データ項目」の一覧は成果報告書に記載し、ガイドラインへは記載しない。 ※ 成果報告書に記載を行う際には、検討会でご意見をいただいた重要項目も含めて記載する方針とする

2. 「基本連携データ項目」の 調査状況ご報告

①基本連携データ項目の定義（振り返り）

「基本連携データ項目」はデータ項目単体で困難を推測できるデータ項目となります。

再掲

こどもみんなの
こども家庭庁

R5年度ガイドラインで取り扱うデータ項目の考え方

こどもデータ連携の早期実装を目指し、それ単体に該当することをもって、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと考えられる「基本連携データ項目」を定め、ガイドラインで示していく。基本連携データ項目は、全国で共通して用いることを想定。

① **データ項目単体で困難を推測できると考えられるものは最重要として扱い、先行的に「基本連携データ項目」に盛り込む。**

- これらのデータを横断的に用いることは、データ連携の対象を要支援者に絞り、その情報を重層的かつ迅速に把握しようとするものであり、国民の理解も得やすいと考えられることから、**先行して共通的な運用の実現を図る。**
- こども家庭庁に設置した検討会で作成した具体的な「基本連携データ項目」案（別紙参照）については、**モデル団体における実証事業において活用する。**
- 基本連携データ項目は、原則として下記のいずれかで標準化された項目とする（全国共通で活用できるようにするため）。
 - ・ 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（総論・基本データリスト・機能別連携仕様）
https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/specification/
 - ・ 教育情報アプリケーションユニット標準仕様
<https://www.applc.or.jp/jigyoy/jigyoy-2/ict-platform/standard-2021/applc-0002-2021/standard-2021-1/edu-junior-v-2-0/>

② その他の、**支援対象の判定に寄与すると考えられる「その他データ項目」**については、継続的にデータの蓄積・分析を行い、**結論の出たものから「基本連携データ項目」に盛り込む。**

- 個別の自治体のデータでは統計的に有意な結果を得るうえで十分なサンプルサイズとならない可能性があることから、類似のデータ項目については、可能な限り同一のデータ項目とする方向で調整する。

②調査結果とガイドラインへの反映方針のご報告

実証団体への調査、自殺に関連する項目調査の結果を踏まえ、「基本連携データ項目」を整理いたしました。表現もより正確を期すように修文いたしましたのであわせてご確認ください。

紐付き	No	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目(案)	基準/閾値	実証団体からの主な意見・課題等	対応の方向性(仮) ※第7回検討会時の方向性	対応の方向性
-----	----	-----------------------------	--------------	-------	-----------------	---------------------------	--------

検討段階においては、未確定情報であったため、ガイドライン及び成果報告書を参照されたい。

3. 「その他データ項目」の 調査状況ご報告

①その他データ項目の定義（振り返り）

「その他データ項目」は支援現場や有識者の見解及び先行研究等において困難の種類との関係が強く示唆されており、重要性が高いと認識されている項目となります。

再掲

【その他データ項目の定義】

「基本連携データ項目」以外に、支援現場や有識者の見解及び先行研究等において困難の種類との関係が強く示唆されており、重要性が高いと認識されている項目。

※全国的に標準化されたデータ項目であることが望ましい。

【調査を進めるうえでの整理方針】

定義に沿った「その他データ項目」をこどもデータ連携ガイドラインで「例示」するために、本調査では以下について調査を実施していきます。

1. 先行調査研究、有識者・自治体等ヒアリング等において困難の種類との関係が強く示唆されている「その他データ項目」例の抽出
2. 実証事業において、こどもの支援に有効と考えられている「その他データ項目」例の抽出
 - 実証事業において、“支援対象者の絞り込み”及び“アセスメント”に利用したデータのうち、有効と考えられるデータ項目。
 - 実証事業において、定量的なデータ分析等により困難の種類との関係が強く示唆されているデータ項目。

②調査結果のご報告

「その他データ項目」について、第7回検討会でのご意見や自殺に関連する調査の結果を踏まえ、更新を行いました。赤字で記載の箇所が更新した部分となります。

No	重要性が高いと考えられる情報	更新の理由	分類
----	----------------	-------	----

検討段階においては、未確定情報であったため、ガイドライン及び成果報告書を参照されたい。

ガイドライン記載概要のご報告

ガイドライン策定に向けた
こどもデータ連携についての調査研究

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年12月22日

アジェンダ

1. ガイドライン記載概要のご報告

2. 今後のスケジュールのご報告

本資料でのご報告事項

- **ガイドライン記載概要のご報告**

⇒ 現在、記載しているガイドラインに関して記載概要をご報告させていただきます。ご不明点等あれば頂戴できれば幸いです。また、定義すべき用語について皆様からのご意見賜ればと思います。

- **今後のスケジュールについてのご報告**

⇒ 今後のガイドラインの執筆スケジュールをご報告させていただきます。ご不明点等あれば頂戴できれば幸いです。

ガイドライン記載概要についてご報告させていただきます。

項名		記載概要
1.1 こどもデータ連携の取組の狙い		こどもを取り巻く困難の現況に対する課題を示し、データ連携の必要性及びデータ連携により解消される課題を示す。
1.2 本ガイドライン作成 の背景と位置づけ	1.2.1 背景	「こどもデータ連携」の取組に至る経緯や背景を記載する。 ※こども家庭庁様の他の取組も含めて検討を行う必要があるため、適宜更新予定。
	1.2.2 位置づけ	こどもデータ連携の取組について記載を行うガイドラインであることを示す。 また、こどもデータ連携の取組ではこどもに関する機微情報を扱うため、個人情報の取り扱いにとりわけ慎重になる必要があることを述べたうえで、参照すべき文書を記載する。あわせて本ガイドラインではこどもデータ連携の取組を実施する際に特に留意すべき事項を記載することを注記する。 ・公的部門ガイドライン ・個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け） ・個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編） ・「個人情報の保護に関する基本方針」 ・政策基本原則 ・OECD 8原則 ・GDPR ※こども家庭庁様内部での調整等も必要となるため、適宜更新予定。
1.3 用語の定義		こども家庭庁様やガイドライン検討会でのご意見等を踏まえて、こどもデータ連携で独自で使われている用語、専門性の高い用語、解釈が分かれる用語等の定義を整理する。

前頁の続き

項名		記載概要
2.1 こどもデータ連携の目的		こどもデータ連携の目的の説明を行う。
2.2 こどもデータ連携の取組		こどもデータ連携の取組を実施する際の業務全体の概要図を示す。 また、業務のフローごとに実施手順を示す。 ※なお、実施手順の詳細は各章へ記載する。
2.3 データを取扱う主体の整理	2.3.1 総括管理主体	各主体の関連図を示した上で、総括管理主体の役割を記載する。 また、総括管理主体は全体を統括する役割を担うため、特別に留意すべき事項を記載する。
	2.3.2 保有管理主体	各主体の関連図を示した上で、保有管理主体の役割を記載する。
	2.3.3 活用主体	各主体の関連図を示した上で、活用主体の役割を記載する。
	2.3.1 分析主体	各主体の関連図を示した上で、分析主体の役割を記載する。

前頁の続き

項名	記載概要
3.1 「基本連携データ項目」	「基本連携データ項目」の定義、利用方法、項目一覧、基準/閾値等を記載する。 また、「基本連携データ項目を利用した取組」について、内容を記載する。
3.2 「基本連携データ項目」以外のデータ項目を利用する場合の検討事項	「基本連携データ項目」以外のデータ項目を利用する際の選定方法及び留意点を記載する。 また、「基本連携データ項目」以外のデータ項目を利用し取組を行う場合の取組内容を記載する。

前頁の続き

項名		記載概要
4.1 個人情報の取り扱 いに係る実施 事項の全体像	4.1.1 個人情報の取扱いに 係る対応事項	<p>こどもデータ連携の取組の取組はこどもの機微な情報を取扱うことから、個人情報保護法や基本方針及び政策基本原則等に則り、プライバシー等の本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保することが必要である。</p> <p>特に、以下の対応事項について検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用目的の整理 • こどもや家庭への周知 • 個人情報ファイル簿の作成 • 個人情報の取扱いの委託 • 安全管理措置 • 自己点検・監査 • 開示、訂正、利用停止請求への対応 • プライバシー保護

前頁の続き

項名		記載概要
4.2 利用目的の整理	4.2.1 利用目的の特定	「基本連携データ項目」を用いた取組については「基本連携データ項目を連携することでもって、支援が必要なことの把握を行うことが、地方公共団体が定める各データ項目を含む保有個人情報の各利用目的のためであると整理できる場合には、基本連携データ項目を連携することは個人情報保護法第61条第1項に基づいて特定した利用目的のための利用」との整理が考えられる。
	4.2.2 法令に基づく利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供	「基本連携データ項目」のみを用いた取組については「困難を抱え、支援を必要としている蓋然性が高いと考えられることを、児童福祉法に定義される要支援児童や要保護児童等にあたり整理し、児童福祉法に基づく市町村への情報提供（第21条の10の5）又は要保護児童対策地域協議会による情報収集（第25条の3）であると位置づけ、個人情報保護法第69条第1項に基づいて、法令に基づく利用目的以外の目的のための内部利用又は外部提供」との整理が考えられる。
	4.2.3 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（相当な理由がある場合）	個人情報保護法第69条第2項第2号の利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供に相当な理由がある場合には以下の観点を検討、整理する必要がある。 ① 当該内部利用及び外部提供が「臨時的」なものであること（事務対応ガイド4-2-1） ② 法令の定める所掌事務又は業務の遂行に「必要な限度」であること（個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号） ③ 当該個人情報を内部利用及び外部提供することについて「相当の理由」があるとき（個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号） ④ 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと（個人情報保護法第69条第2項柱書）
	4.2.4 その他利用目的の整理について	こどもデータ連携の取組において、個人情報保護法上の整理をするにあたって参照が難しい法令とその理由を記載する。 ・ 利用目的の変更（個人情報保護法第61条第3項） ・ 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（本人同意）（個人情報保護法第69条第2項第1号） ・ 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（統計作成・学術研究等） ・ （個人情報保護法第69条第2項第4号）
	4.2.5 主体毎の利用目的の整理観点	利用目的を整理するにあたって主体ごとに検討が必要な観点を示す。

前頁の続き

項名	記載概要
4.3 個人情報ファイル簿の作成	<p>こどもデータ連携の取組を実施する際に新規にシステムを構築する場合には、通常複数のデータを集積すること想定されるため個人情報ファイル簿の作成が必要となる。個人情報ファイル簿は個人情報保護法第75条第1項に基づき、地方公共団体の機関等に対して、その作成及び公表が法的に義務付けられているため、個人情報ファイル簿の作成にあたっては、対象となる個人情報ファイルを漏れなく把握することが重要である。</p>
4.4 個人情報の取扱いの委託	<p>個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる必要がある。また、契約書に、必要な事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する必要がある。</p> <p>業務を委託する場合以外にも、地方公共団体がNPO等民間団体が自主的に運営する支援事業（自主事業）と協働してこどもへの支援を行う場合が考えられるが、地方公共団体からNPO等民間団体への詳細な個人情報や機微情報の提供には慎重になるべき旨を記載。例外的に機微情報を提供する際に本人同意等を取得し実施を行いことが考えられるため、本人の年齢等も加味した同意取得時の留意点を併せて記載する。</p>
4.5 安全管理措置	<p>こどもデータ連携事業における個人情報の取扱いにおいては、以下の安全管理措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 組織的安全管理措置 • 人的安全管理措置 • 物理的安全管理措置 • 技術的安全管理措置
4.6 開示、訂正、利用停止請求への対応	<p>こどもデータ連携の取組においては、こどもの利益と、請求を行うことが想定される保護者等の要求が相反することも考えられる。このような場合においては、請求を拒否することで、こどもの利益を最優先に考えることが必要となるため、根拠法令や事務方ガイドを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個人情報保護法第78条 • 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド
4.7 プライバシー	<p>こどもデータ連携の取組で扱う情報の機微性やガバナンスの観点も踏まえつつ、取組フローに沿ったプライバシー保護上の留意点を記載する。</p>
4.8 自己点検・監査	<p>こどもデータ連携の取組を実施する際は、監査責任者を置き、適切な個人情報の取り扱いやプライバシー保護の実施状況を定期的に監査し、総括管理責任者に報告することが考えられる。総括管理責任者はその報告内容を評価し、適切な管理のための措置・改善を行うPDCAサイクルを回すことが考えられる。</p>

前頁の続き

項名	記載概要
5.1 システム企画の進め方	<p>システム企画を実施する際の対応事項と流れを記載する。 ※業務や検討の流れを図式化する等、簡略化し項を統合する検討を実施予定</p>
5.2 業務要件定義	<p>ユースケース・業務フローの作成の流れを記載する。 こどもデータ連携の取組を実施するにあたって、システム化を行う範囲を検討する際の留意点等を記載する。 こどもデータ連携の取組を円滑に運用するためのマニュアルに整理すべき事項について記載する。</p>
5.3 システム要件定義	<p>標準的な機能要件の例を記載する。 標準的な非機能要件の例を記載する。</p>
5.4 システム方式定義	<p>定義した業務要件、機能要件、非機能要件を踏まえてシステム構成を検討する際のポイントを記載する。 システム構成を決める上で留意すべき「情報セキュリティポリシー」、「個人情報保護法」等を記載する。 標準的なシステム構成例を記載する。 今後のシステム標準化、ガバメントクラウド、こども政策等のこどもデータ連携の取組に影響を及ぼす政策や法制度の動向や展望を踏まえて、留意点を記載する。</p>

前頁の続き

項名		記載概要
6.1 既存で保有するアナログデータの電子化		紙媒体等で保存されているアナログ情報については、システム上で利用するために、情報の構造化を行い、適切なデータフォーマットを定義したうえでデータ化する必要がある。アナログ情報のデータ化を実施した事例（OCR等）があれば、その事例について記載を行う。
6.2 データ加工	6.2.1 データ連携のための加工	「データフォーマットや表記に合わせるための加工」、「欠損値や不整合データのへの対応」、「統一した識別子の付与」、「文字に関する加工」について記載する。
	6.2.2 安全管理措置としての加工	利用データのマスク加工等、必要最小限の範囲でデータを取り扱うために必要な加工を記載する。
	6.2.3 データ分析のための加工	欠損値、外れ値への対応やデータ標準化等データ分析に必要な加工について、記載する。
6.3 名寄せ		名寄せを行うために必要な確認作業、紐づけ作業の方法を記載する。

前頁の続き

項名		記載概要
7.1 把握したこどもの絞り込み、アセスメント、優先順位付け等	7.1.1 支援現場の体制	<p>こどもデータ連携の取組における支援への接続に向けた体制について、考えられるいくつかの標準的なパターン（例：既存業務接続型、要対協接続型、チーム学校接続型など。実証事業の進捗等も見ながら今後精査。）を記載する。</p> <p>*あくまでヒアリングや実証事業を基にした例示であり、これら以外の体制を否定するものではないことに留意。</p>
	7.1.2 支援業務の流れ	<p>前項「支援現場の体制」を踏まえ、こどもデータ連携の取組における支援への接続に向けた業務の流れや留意すべき点について、「支援要否や優先順位の検討」「支援方針の検討」「支援現場への接続・見守りや支援の実施」「NPO等民間団体との協働」の観点から記載する。</p>
7.2 支援への接続の事例		<p>こどもデータ連携の取組において参考となるような、効果的・円滑な支援への接続に関する好事例等を記載する。</p> <p>* 文量や内容によっては、前項（支援現場の体制／支援業務の流れ）の中に入れ込んで一体化することも検討。</p>

前頁の続き

項名		記載概要
8.1 成果指標の設定	8.1.1 成果指標設定における留意点	こどもデータ連携の取組の成果指標を検討していくにあたって、留意すべき事項を記載する。 ※デジタルガイドライン、成果報告書を踏襲しつつ、本年度の実証での成果指標の設定事例（NRI様より各地方公共団体に依頼しているもの等）について記載できるようであれば記載していく。
	8.1.2 成果指標の設定手順	こどもデータ連携の取組の成果指標を設定していく手順及び各手順の概要を記載する。 ※デジタルガイドライン、成果報告書を踏襲しつつ、本年度の実証での成果指標の設定事例（NRI様より各地方公共団体に依頼しているもの等）について記載できるようであれば記載していく。
8.2 成果指標検証のためのデータの取得（表題の変更を検討）		あらかじめ設定したデータ取得のタイミング、方法に基づき評価を行うにあたって必要となるデータを取得する。
8.3 実証事業における有効性の検証		あらかじめ設定した成果指標に基づき、こどもデータ連携の取組を評価する際の留意点を記載する。
8.4 改善策の検討		有効性の検証結果を踏まえて、成果指標毎の達成状況に応じてこどもデータ連携の取組の見直しや改善策の検討を行う際の留意点を記載する。

今後のガイドライン検討会の皆様へのご確認スケジュールを整理いたしました。ご不明点などございましたら頂戴できれば幸いです。

担当	12月				1月				2月				3月			
	4	11	18	25	8	15	22	29	5	12	19	26	4	11	18	25
マイルストーン		第8回検討会 ▼ ガイドラインの記載概要のご共有					第9回検討会 ▼ ガイドラインの記載内容の議論					第10回検討会 ▼ ガイドライン公開版のご共有				
検討会メンバ						ガイドライン初版のご確認				修正内容を適宜ご連携 → ガイドライン2版のご確認						ガイドライン公開版のご共有
事務局	ガイドライン初版の執筆				ガイドライン初版のご送付				検討会のご意見、関係各所への照会結果を踏まえたガイドライン2版の執筆							
	関係各所（文部科学省、デジタル庁、個人情報保護委員会、地方公共団体等、こども家庭庁支援局・成育局）への照会															

資料公開における留意事項

- ▶ 地方公共団体やNPO・民間団体等の特定の機関の非公開情報等が含まれたものは、非公開とさせていただきます。
- ▶ 非公開を前提とした意見や機微性が高い情報は公開することにより、誤解を生じさせるおそれがあるため、非公開とさせていただきます。検討結果はガイドラインや成果報告書をご参照ください。
- ▶ 各資料に記載している内容は、当該ガイドライン検討会実施時点の内容となります。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは[ey.com/ja_jp/consulting](https://www.ey.com/ja_jp/consulting)をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。